

アメリカ砂糖政策に関する一考察

——独占形成後の海外原料糖輸入と国内砂糖生産の調整をめぐって——

永野善子

はじめに

本稿は、糖業独占資本の形成と発展を背景として、二〇世紀前半のアメリカ砂糖(sugar)政策—関税制度(tariff system)と割当制度(quota system)—アメリカ本土とハワイの生産割当並びにキューバやフィリピン等の対米輸出割当を規定した制度——の展開を考察することをその目的とする。ここで二〇世紀前半、厳密に言えば、独占形成後の一八九〇年代から第二次大戦勃発直後の一九四〇年代初頭までのアメリカ砂糖政策を、上記の論点にしばって考察することにしたのは、以下の理

由によるものである。すなわち、二〇世紀前半のアメリカ砂糖政策の基本的方針は、キューバと島嶼地⁽²⁾(insular area—ハワイ、プエルトリコ、フィリピン、ヴァージン諸島——)の甘蔗糖(cane sugar)生産国・生産地域に原料糖(raw sugar—粗糖——)供給を依存する、アメリカ本土の精製糖業(refined sugar industry—輸入粗糖を原料として直接消費糖(direct-consumption sugar)を製造する工業——)と、アメリカ本土の甜菜糖業(beet sugar industry—甜菜栽培業と甜菜を原料として直接消費糖を製造する工業——)・甘蔗糖業(cane sugar industry—甘蔗栽培業と甘蔗を原料とし

て直接消費糖を製造する工業——との経済的利益を擁護することにあつた。このため、アメリカ政府は、一八九〇年から一九三四年までは関税制度によつて、また一九三四年から四二年までは割当制度によつて、キューバや島嶼地域等からの砂糖輸入と本土の砂糖生産とを調整したのである。

一見すると、アメリカ本土の精製糖業と甜菜糖業・甘蔗糖業との経済的利益は相反するもののように思われる。なぜなら、アメリカ本土の砂糖消費量に大きな変化がない限り、精製糖業の発展に不可欠な原料糖輸入量の増加は、甜菜糖・甘蔗糖生産量の減少を意味したからである。ところが、精製糖業を基盤として成立した糖業独占資本が、その後甜菜糖業の工業部門へと進出していった事実を重要視すると、アメリカ砂糖政策の特徴を把握するために精製糖業対甜菜糖業・甘蔗糖業の単純な図式を設定することは、必ずしも意味をもち得なくなるのではあるまいか。

本稿では、以上の問題意識のもとに、第一節において糖業独占資本の形成と発展を概観する。第二節では、独占形成後の砂糖政策を関税制度期と割当制度期に分けて

論じる。そして第三節では、第二節で考察した砂糖政策の下にいかなる市場構造が形成されたのかを明らかにしたい。⁽³⁾

一 糖業独占資本の形成と発展

アメリカ本土における糖業独占資本の形成と発展を、アメリカ砂糖政策——関税制度と割当制度——との関連で取り上げる場合、(一) 精製糖業の勃興、(二) 糖業独占資本——「砂糖トラスト」(Sugar Trust)の成立⁽⁴⁾、(三) 「砂糖トラスト」の甜菜糖業への進出、が問題とされねばならない。

(一) 精製糖業の勃興

アメリカ本土で精製糖業が勃興したのは、一七三〇年、ニューヨーク市においてのことであつた。その後、ボストン、プロヴィデンス、フィラデルフィア各市で工場建設が続いた。⁽⁵⁾しかし、独立直後の一八世紀後半から南北戦争(一八六一—六五年)直前までは、ルイジアナ州の甘蔗糖業がアメリカ本土の砂糖消費量の大半を供給しており、東海岸を中心に小規模な工場⁽⁶⁾で輸入原料糖を加工していた精製糖業は、一九世紀前半まで十分なる発展を

みなかったのである。

ところが南北戦争によってルイジアナ州の甘蔗糖業が大打撃を受け、生産量が激減した。他方、一八五一年の遠心分蜜機 (centrifugal machine) の発明は、アメリカ本土の精製糖業に技術革新をもたらした。こうして一八五〇年代後半以降、東海岸では、キューバから原料糖を輸入する精製糖業者が増加したのである。一九世紀後半におけるルイジアナ州を中心とする甘蔗糖業と東海岸を基盤とする精製糖業の比重の変化は、以下の数値から明らかであろう。南北戦争直前の五年間には原料糖の六三%が輸入され、残り三七%はルイジアナ州をはじめとする本土の甘蔗糖生産地域の供給によるものであった。ところが一八七二年になると、アメリカは原料糖の九〇%を輸入に依存するようになった。主たる原料糖の加工地域は東海岸、とくにニューヨーク市であった。同市の精製糖業は一八七二年に輸入された原料糖の五九%を加工、一八八七年にはそれが六八%に増加したのである。⁽⁸⁾

このように、南北戦争後アメリカ糖業界の主導権は、ルイジアナ州の甘蔗糖業から、東海岸の精製糖業へと移行していった。

(11) 糖業独占資本——「砂糖トラスト」——の成立

ここで東海岸の精製糖業を基盤とする「砂糖トラスト」の成立を概観するまえに、西海岸の精製糖業の勃興について一言する必要がある。西海岸で精製糖業が発展する契機となったのは、一八七六年のハワイ・アメリカ互惠条約 (Reciprocity Treaty) である。同条約によってハワイ産砂糖の対米無関税輸出が規定された。⁽⁹⁾ この結果、東海岸の精製糖業は主としてキューバを中心とするカリブ海地域を原料供給地としていたのに対し、西海岸のそれはもっぱらハワイからの原料糖輸入に依存することになった。しかし、原料糖輸入量からみた東海岸と西海岸の精製糖業の比重は、明らかに前者が圧倒的優位を占めていた。一八八〇年代を通じて、キューバ産砂糖は全輸入量の四〇—五〇%を占めたのに対し、ハワイ産砂糖は全体の四—八%にとどまったからである。⁽¹⁰⁾ かくして一八八〇年代後半に、東海岸を中心として糖業独占資本、通称「砂糖トラスト」が成立する基盤が確立しているのである。

東海岸では一八七〇年代に独立の精製糖企業数が増加したため競争が激化し、大手企業による弱小企業の吸収

が進行していた。一八六〇年に三二であった事業所 (establishment) 数は一八六九年になると四九に増加したが、一八七〇年には逆に二七に減少したといわれる。⁽¹¹⁾ この合併吸収運動で文字通り主導的役割を担ったのが、H・O・ハベマイヤー (Henry O. Havemeyer) を中心とする勢力であった。

ハベマイヤーらは、一八八〇年代後半の競争の激化による価格の低下、それによって引き起こされる収益率の低下、ストックの増大等に対処すべく、ボストン、フィラデルフィアの有力精製糖業者を結束することに成功し、一八八七年に東海岸の二一企業のうち一七企業で「精製糖会社」(Sugar Refining Co.)、すなわち「砂糖トラスト」を結成した。⁽¹²⁾ 同社設立にあたっては、「トラステイター (Trustee) 方式」が採用され、参加各企業は、株式と引き換えに、資産評価に基づく額のトラスト証券を受け取った。⁽¹³⁾

ところが一八九〇年に、同社はニューヨーク州の「反トラスト法」(Antitrust Act) 違法判決を受けた。このため同社に代わって、翌一八九一年に、ニュージャージー州において「アメリカ精製糖会社」(American Sugar

Refining Co.) が設立されたのである。アメリカ精製糖会社は、旧精製糖会社のトラスト証券と引き換えに同社の株式を引き渡し、一七企業の全資産を引き受ける資産保有トラストであった。同社は、設立直後、西海岸の有力精製糖企業である「カリフォルニア精製糖会社」(California Sugar Refining Co.) をも吸収し、これによってアメリカ本土の精製糖業の砂糖生産量の九八%を独占するにいたった。⁽¹⁴⁾

(三) 「砂糖トラスト」の甜菜糖業への進出

ここで指摘すべき重要な点は、「砂糖トラスト」がその活動領域を精製糖業に限定しなかったことである。アメリカ本土では二〇世紀初頭から甜菜糖業が急速に発展し、⁽¹⁵⁾ 「砂糖トラスト」が甜菜糖業の工業部門に対する進出を開始していた。「砂糖トラスト」の甜菜糖工場に対する進出は一九〇一年に始まり、一九〇七年には、本土全体の甜菜糖工場の生産可能量の七〇%を支配するにいたった。州別では、ユタ・アイダホ両州——一〇〇%、ミシガン州南部——五二%、カリフォルニア州——八一%、コロラド州南部——四二%であった。⁽¹⁶⁾ このように「砂糖トラスト」参入の下で甜菜糖業が発展し、世紀転

換期にアメリカ本土の砂糖消費量の三―五%にすぎなかった甜菜糖の供給比率は、一九〇五―一〇年には一〇―一五%、一九一五―二〇年には一五―二〇%に及んだのである。⁽¹⁷⁾

ところで、「砂糖トラスト」結成後二〇年余りを経過した頃から、アメリカ糖業界の勢力配置図にも若干の變化がみられた。「反トラスト」の社会的風潮の下で一九〇九年にアメリカ精製糖会社が「反トラスト法」違反の廉で起訴される一方、同年のH・O・ハベマイヤーの死によって同社の経営機能の組織化がはかられ、以後同社による他企業の株式保有比率が低下する傾向にあったからである。⁽¹⁸⁾ それでも、同社が「反トラスト法」違反の判決を受けた時、大手企業である「ナショナル精製糖会社」(National Sugar Refining Co.)の株式の二五%、「グレート・ウェスタン砂糖会社」(Great Western Sugar Co.)の三三%、「ミシガン砂糖会社」(Michigan Sugar Co.)の三四%の株式を保有していた。判決では、アメリカ精製糖会社がこれら諸企業に対する投票権を行使しない限り、同社による諸企業の株式保有が認められた⁽¹⁹⁾。

(二)のうちグレート・ウェスタン社、ミシガン砂糖会社

は大手甜菜糖企業であった⁽²⁰⁾。その後一九三〇年代のアメリカ精製糖会社による他企業の株式保有比率に関するデータを、筆者は得ることができない。しかしながら、一九三八年のアメリカ本土の精製糖工場総数二三工場のうち、アメリカ精製糖会社が六工場、ナショナル精製糖会社が二工場を所有しており、⁽²¹⁾ 少なくとも精製糖業におけるアメリカ精製糖会社の優位が確認されるのである。

以上、精製糖業の勃興、糖業独占資本——「砂糖トラスト」——の成立、「砂糖トラスト」の甜菜糖業への進出の三点に焦点をあてて、アメリカ本土における糖業独占資本の形成と発展について概観した。次節では、本節の考察を踏まえて、アメリカ砂糖政策を関税制度期と割当制度期に分けて論じる。

二 独占形成後の砂糖政策

——関税制度から割当制度へ——

前節で考察したように、一八五〇年代後半から本格的な発展をみたアメリカ本土の精製糖業において、一八八〇年代後半に独占資本が成立した。したがって、本節でアメリカ砂糖政策を考察する場合、(一)独占形成前の関

税制度、(二) 独占形成後の関税制度、(三) 一九三四年以後の割当制度、を取り上げる必要がある。ここで独占形成前の関税制度を問題にするのは、独占形成後の関税制度との相違を把握するためである。

(一) 独占形成前の関税制度

アメリカで砂糖輸入関税が初めて賦課されたのは一七八九年、独立革命を経て同国で初代大統領が選出された年のことである。この時期の砂糖輸入関税は、アメリカ本土の精製糖業の保護というよりは、むしろ政府の財政収入を目的とするものであった。⁽²²⁾ 一七八九年から一八四二年までは、「黒砂糖」(brown sugar)、「棒砂糖」(loaf sugar)、「その他」等の別に輸入関税が課され、一八四二年からは原料糖と精製糖別に、さらに一八六一年からはオランダ式含糖度測定方式(Dutch standard, 略称D・S・C)に基づいて、糖質別に課税額に格差が設けられるようになった(以後一八六二、六四、七〇年に課税額が修正された⁽²³⁾)。一般に、精製に必要な原料糖に対しては低関税、直接消費糖として使用される精製糖(refined sugar)に対しては高関税が賦課され、この時期の関税制度に精製糖業保護の色彩が全くなかったわけではない。

しかしながら、砂糖輸入関税が政府の財政収入を目的とするものから精製糖業を保護するものへと変化し始めたのは、ハワイ産砂糖の対米無関税輸出が規定された、ハワイ・アメリカ互恵条約(前述)のことである。事実、一八七〇年の関税法と一八八三年のモリル関税法(Morrill Tariff Act)を比較すると、課税額の相違が顕著なことがわかる。一八七〇年の関税法では、D・S・七号以下の場合、課税額は重量一ポンド当り一・七五セント、D・S・七―一〇号の場合一ポンド当り二セント、D・S・一〇―一三号の場合一ポンド当り二・七五セントであった。これに対し一八八三年のモリル関税法では、D・S・一三号以下で糖度(polarization)七五以下の場合、課税額は一ポンド当り一・四セント(但し、糖度七五以上の場合、これに一ポンド当り〇・〇四セントが加算される)にとどまったのである。⁽²⁴⁾

(二) 独占形成後の関税制度

一八九〇年になると、精製糖業の原料糖獲得に対する経済的利益を明確に擁護する関税法が設立された。マッキンレー関税法(McKinley Tariff Act)がこれである。同関税法では、本土の甜菜・甘蔗糖業の工業部門に対し

直接消費糖重量一ポンド当り二セントの補助金の付与が規定される一方、D・S・一六号以下の粗糖輸入が無関税とされたのである。⁽²⁵⁾しかしながら、一部の粗糖輸入を無関税としたマッキンレー関税法は、はやくも一八九四年にウィルソン関税法 (Wilson Tariff Act) によって修正された。同関税法では、甜菜・甘蔗糖業に対する補助金が廃止される一方、D・S・一六号以下の輸入粗糖に対して四〇%の従価税が賦課された。さらに、一八九七年のディングレー関税法 (Dingley Tariff Act) では従価税方式が撤廃され、D・S・一六号以下の輸入粗糖に対し一ポンド当り〇・九五セント、精製糖およびD・S・一六号以上の輸入粗糖に対しては一ポンド当り一・九五セントの輸入関税が賦課されたのである。⁽²⁶⁾

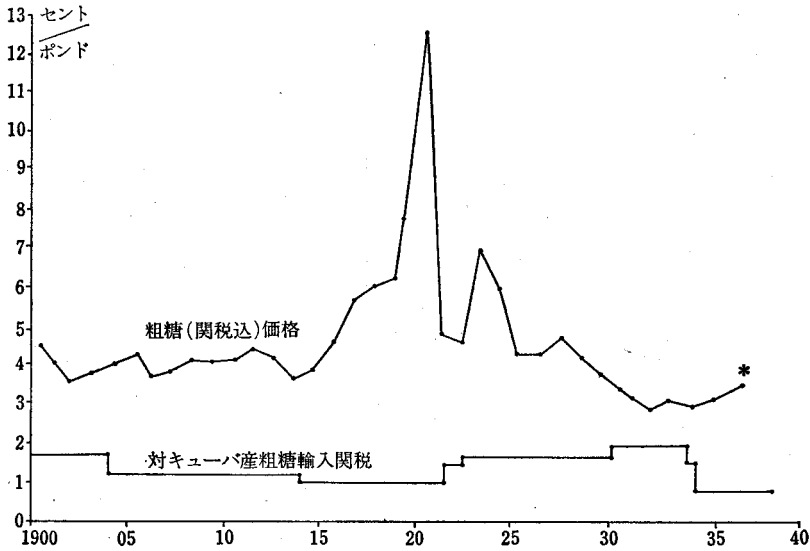
ところが、外国産砂糖一般に賦課された関税法は、島嶼地域やキューバにそのまま適用されることはなかった。キューバについてみると、一九〇三年のキューバ・アメリカ互惠条約 (Reciprocity Treaty) によって、キューバ産砂糖に対し二〇%の関税削減措置が与えられたため、⁽²⁷⁾対キューバ産粗糖 (糖度九六) 輸入関税は一ポンド当り一・三四八セントとなった。他方、ハワイは一八九八年

にアメリカに併合されており、フェルト・リコは一九〇一年から砂糖の無関税輸出が規定された。⁽²⁸⁾フィリピンに対しても一九〇九年のペイン・オールドリッチ関税法 (Payne-Aldrich Tariff Act) によって量的制限付で砂糖の無関税輸出が認められた。⁽²⁹⁾さらに一九一三年のアンダーウッド・サイモンズ関税法 (Underwood-Simmons Tariff Act) は、輸入砂糖全般に対し二五%の関税削減を行なったので、この結果、対キューバ産粗糖 (糖度九六) 輸入関税は一ポンド当り一・〇〇四八セントに低減された。⁽³⁰⁾また、フィリピン産砂糖に対する無関税輸出制限規定も同年撤廃され、⁽³¹⁾ここにおいて、キューバや島嶼地域を原料糖供給地域とする「砂糖トラスト」に有利な関税制度が確立したのである。

一九一三年に制定されたアンダーウッド・サイモンズ関税法は、第一次大戦中とその直後の砂糖不足を背景とした糖価高騰期に有利な低関税政策の基盤となった。しかし、この時期の砂糖不足が一段落した一九二一年になると、糖価が急速に下落したため (第1図)、アメリカ議会は、本土の甜菜・甘蔗糖業の保護を目的として、同年、緊急関税法案 (Emergency Tariff Bill) を通過させ

(97) アメリカ砂糖政策に関する一考察

第1図 ニューヨーク市場の粗糖相場と対キューバ産粗糖輸入関税 (1900—36年)



出所 Dalton, J. E., *Sugar: A Case Study of Government Control*, New York, MacMillan Co., 1937, p. 29.

注 * 1936年の粗糖価格は6ヵ月平均。他年度はすべて年平均値。

た。高関税政策期の幕明けである。同関税法では、一般外国産粗糖(糖度七五)に対し一ポンド当り一・一六セントの関税が賦課され、キューバ産粗糖(糖度九六)に対しては一ポンド当り一・六〇セントの関税が課せられた。統いて、一九二二年のフォードニー・マッカランバー関税法(Fordney-McCumber Tariff Act)では、対キューバ産粗糖(糖度九六)輸入関税が一ポンド当り一・七六四八セントに引き上げられた。その後、糖価はやや安定を取り戻したが、一九二〇年代後半に下落し始め、とくに一九二九年の大恐慌以後に低落が顕著となった。このため、一九三〇年にホーレイ・スミート関税法(Hawley-Smoot Tariff Act)が制定され、これによって対一般外国産粗糖(糖度七五)輸入関税は一ポンド当り一・七一二五セント、対キューバ産粗糖(糖度九五)輸入関税は二セントとなったのである。⁽³²⁾

しかしながら、一九二〇年代の高関税政策は一九二九年の大恐慌以後きわめて深刻な問題を投げかけた。大恐慌後糖価下落が顕著となり、本土の甜菜・甘蔗糖業保護を目的として砂糖の輸入関税が引き上

第1表 砂糖割当の実態 (1934—41年)

(単位: 1000 ショート・トン⁽¹⁾, カッコ内%)

	1934 ⁽²⁾	1937	1941
アメリカ本土産甜菜糖	1,450 (22.5)	— (23.2)	2,230 (24.8)
アメリカ本土産甘蔗糖 ⁽³⁾	260 (4.0)	— (6.3)	445 ⁽⁴⁾ (4.9)
ハワイ	935 (14.5)	— (14.0)	994 ⁽⁵⁾ (11.0)
プエルトリコ	821 (12.7)	— (11.9)	1,148 (12.8)
フィリピン	1,037 (16.1)	— (15.4)	983 ⁽⁶⁾ (10.9)
キューバ	1,944 (30.1)	— (28.6)	2,750 (30.6)
ヴァージン諸島	5 (0.1)	— (0.1)	13 (0.1)
その他	— —	— (0.4)	440 (4.9)
合計	6,452 (100.0)	— (100.0)	9,003 (100.0)

出所 1934年—Dalton, J. E., *Sugar: A Case Study of Government Control*, New York, MacMillan Co., 1937, pp. 102, 107; 1937年—Turner, J. T., *Marketing of Sugar*, Homewood, Ill., Richard D. Irwin, 1935, p. 85; 1941年—*A Handbook of the Sugar and Other Industries in the Philippines*, Manila, Sugar News Press, 1953, p. 134.

注 (1) 粗糖換算。

(2) 同年2月8日大統領が下院に提出した割当原案。同年議会で承認された割当量は、総量645万2000ショート・トン、アメリカ本土産甜菜糖155万2000ショート・トン、甘蔗糖26万ショート・トン、その他の地域・諸国への割当量は、全体で、原案よりも10万ショート・トン減少した。

(3) 原表では、ルイジアナ州・フロリダ州と記入。

(4) 割当量56万6000ショート・トンから、キューバと「国内」(本土の他、ハワイ、プエルトリコ、ヴァージン諸島)に再割当された12万1000ショート・トンを差し引いた数値。

(5) 割当量126万4000ショート・トンからキューバと「国内」に再割当された27万ショート・トンを差し引いた数値。

(6) 割当量138万7000ショート・トンからキューバ以外の諸外国に再割当された40万5000ショート・トンを差し引いた数値。

げられた結果(前述)、キューバ産砂糖のアメリカ砂糖市場への参入が困難となったからである(次節で詳述)。こうした状況の下で、一九三四年に大統領行政布告(Executive Proclamation)が発令され、対一般外国産粗糖(糖度七五)輸入関税が一ポンド当り一・二八四三七五セントに、対キューバ産粗糖(糖度九六)輸入関税が一ポンド当り一・五セントにまで引き下げられた。さらに同年の相互貿易協定(R reciprocity Trade Agreement)に基づいて、従来二〇%であった対キューバ産砂糖輸入関税削減率が四〇%に引き上げられた。こうしてキューバ産粗糖(糖度九六)輸入関税は、一ポンド当り〇・九セントまで低下したのである⁽³³⁾。

キューバ糖業救済のためのこれら一連の措置は、従来高関税政策下に保護されてきた本土の甜菜・甘蔗糖業に対し大打撃を与えることは必至であった。ここにおいて、

独占形成後の一八九〇年代から四〇年余りにわたって維持されてきた、関税制度を基軸とする砂糖政策は行き詰まり、代わって割当制度が導入されたのである。

割当制度は、「一九三四年砂糖法」(Sugar Act of 1934) 通称ジョーンズ・ノスティガン法 (Jones-Costigan Act) によって規定された。⁽³⁴⁾ 同法は、アメリカ本土の砂糖消費量を年間六四五・二万ショート・トン⁽³⁵⁾としたうえで、そのうち一八一万ショート・トン(甜菜糖一五五万ショート・トン、甘蔗糖二六万ショート・トン)を本土の甜菜・甘蔗糖業に割り当て、残余分を一九二五年から三三年までの九年間のうち「最も代表的な三カ年」(the 3 most representative years) の対米輸出量を基礎として本土外の供給国・供給地域に配分したものである⁽³⁶⁾ (第1表)。

このように絶対割当量を規定した一九三四年砂糖法は、一九三七年に改正され、これは一九四七年末まで有効とされた。この「一九三七年砂糖法」(Sugar Act of 1937) — 但し、第二次大戦のため一九四二—四四年まで中断 — は、割当比率を示したもので、「国内」(本土の他、ハワイ、プエルトリコ、ヴァージン諸島) に対し五

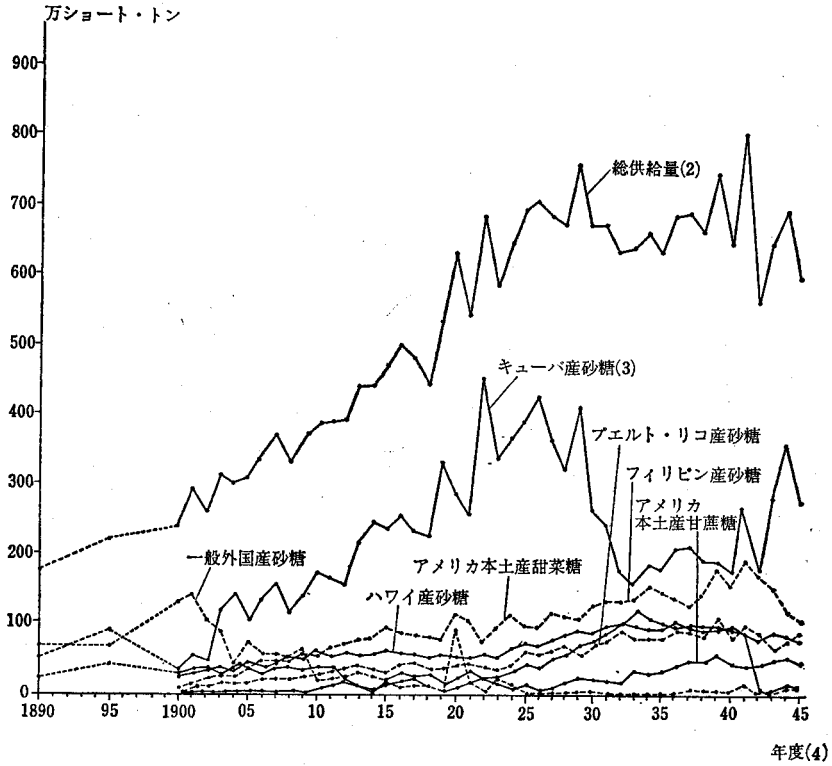
五・五九%、「国外」(キューバ、フィリピン、その他) に対し四四・四一%が割り当てられた。⁽³⁷⁾ かくして、第二次大戦の勃発によって割当制度の施行が一時中断された一九四二年までに、第一表に示される各国・各地域の割当分布が定着したのである。

以上、独占形成前の関税制度をも射程に入れながら、独占形成後から第二次大戦勃発直後までの関税制度と割当制度を概観した。次節では、本節におけるアメリカ砂糖政策の考察を踏まえて、二〇世紀前半のアメリカ砂糖市場の構造変化を把握する。

三 アメリカ砂糖市場の構造変化

前節で示したように、アメリカ政府の砂糖政策は四つの時期に区分して論じることができた。(一)一八九〇—一九二一—三年——精製糖業に有利な関税率が設定された時期、(二)一九二二—二〇—二年——精製糖業に有利な関税率が維持された、低関税政策期、(三)一九二二—三三—三四年——精製糖業と甜菜糖業の双方の利益に見合う形で関税率が修正された、高関税政策期、(四)一九三四—四一—四二年——一九二九年の大恐慌

第2図 アメリカ砂糖生産量・輸入量⁽¹⁾ (1890—1945年)



出所 1890—95年; *Sugar Reference Book and Directory, 1936*, n. p. 1936, p. 49; 1900—45年; Turner, J. T., *Marketing of Sugar*, Homewood, Ill., Richard. D. Irwin, 1955, Appendix.

注 (1) 粗糖換算。

(2) ヴァージン諸島を含む。同諸島の各年の輸出货量は1万ショート・トン前後なので、本図には示さない。

(3) 1942—45年に再輸出用として輸入された14—45万ショート・トンを除く。

(4) 年度: 1890—1918年は会計年度, 1919—45年は暦年による。但し, アメリカ本土産甜菜糖・甘蔗糖の場合, 1900—30年は作物年度による。

によって高関税政策が破綻し、割当制度が導入された時期。本節では、この四つの時期の砂糖政策の展開が砂糖市場の変化にいかなる形で反映していたのかを明らかにしたい。以下、第2図にしたがって考察する。

(一) 一八九〇—一九一二年

独占形成後約二〇年間の砂糖市場の特徴は、第一に、砂糖供給量の順調な増加である。本土の生産量とキューバ・島嶼地域・その他諸外国からの輸入量を含めた砂糖供給量は、一八九〇年に一七一万シヨート・トンであったが、一九〇〇年には二四一万シヨート・トンに、さらに一九一二年には三九三万シヨート・トンに増加し、この間の増加率は二・三倍(年平均〇・一倍)に達した。

第二に指摘すべき特徴は、本土の甜菜糖生産とキューバ産砂糖の輸入が増加したのに対し、本土の甘蔗糖生産量と一般外国産砂糖輸入が激減したことである。第2図では一八九〇—一九九年の甜菜糖・甘蔗糖の供給量統計が分離されていないので、この間の供給総量に対するそれぞれの比率は不明である。したがって一九〇〇—一三年についてみると、一九〇〇年に甜菜糖は供給総量のわずか四%を占めるにすぎなかったのに対し、甘蔗糖は一

三%を占めていた。ところが、一九〇五—一〇年に甜菜糖の供給総量に占める比率は、甘蔗糖の供給比率を超えるようになった。一九一〇—一三年には甘蔗糖の供給比率が四—一〇%に低下したのに対し、甜菜糖の供給比率は一四—一九%に達したのである。

他方、キューバ産砂糖の供給比率の増加は、甜菜糖のそれを凌駕するものであった。キューバ産砂糖は、すでに一九世紀後半からアメリカ砂糖市場で重要な位置を占めており、その供給比率は一八九〇年に三〇%、一八九五年には四二%であった。その後、一九〇〇—一〇二年に米西戦争の影響を受けてキューバ産砂糖輸入量は激減し、その供給比率は二〇%を下回った。しかし一九〇三年以後輸入量は順調に増加し、一九〇六—一二年に供給比率は一九〇八—〇九年を除いて四〇%を超えていた。これに対して、島嶼地域の供給比率は、この時期に大幅に変化することはなかった。

ところで、キューバ産砂糖輸入量の増加と反比例するかのごとく輸入量が激減していったのが、一般外国産砂糖である。一般外国産砂糖の供給比率は一八九〇年から一九〇〇年初頭に三〇—五〇%以上に達していた。しか

し、その後比率が低下し、一九一〇年代初頭には四一六%にまで落ち込み、以後アメリカ砂糖市場からほぼ姿を消すことになるのである。

(一) 一九一三—二〇/二一年

キューバと島嶼地域からの原料糖輸入に有利な関税政策が展開されたこの時期には、一九一〇年代初頭に形成された市場構造がほぼそのまま維持されたのであるが、それでも、若干の変化を指摘することができる。

まず、砂糖供給量が世紀転換期をはさんだ二〇年間よりも加速度的に増加したことが明らかである。一九一三—二〇年の供給量は四三八万ショート・トンから六三四万ショート・トンに増加しており、増加率は一・四倍(年平均〇・二倍)であった。

他方、各国・各地域の供給比率には、一八九〇—一九一二/一三年に見られたような大幅な変動はない。本土の甘蔗糖の供給比率が五—六%から二—三%に低下したこと、キューバ産砂糖の供給比率が五〇—六〇%台に達するようになったことを、この時期の変化として把握することができる。その他の供給比率を掲げると、本土産甜菜糖一七—一八%、ハワイ産砂糖一〇—一四%、プエ

ルト・リコ産砂糖六一—七〇%、フィリピン産砂糖一—四%であり、島嶼地域は無関税輸出の恩恵を受けつつも、この時期には供給量・輸出量が大幅に増加することはなかったのである。

(三) 一九二一—三三/三四年

第一次大戦後の糖価下落を契機として開始された高関税政策期の市場構造の特徴は、第一に、すでに考察した二つの時期とは異なり、供給量がほとんど変化しなかったこと、第二に、一九二〇年代には各国・各地域の供給比率は一九一〇年代とほぼ同様であったが、一九二九年の大恐慌後にキューバの供給比率が激減し、代わって本土並びに島嶼地域の供給比率が急増したことである。

一九二一—三三年の砂糖供給量は、一九二二・二三両年を除いて六〇〇—七〇〇万ショート・トン台を上下し、この時期にアメリカ本土の砂糖消費量はほぼ頭打ちとなっていたことを示唆している。このように市場が飽和状態にあった時、一九二九年の大恐慌を契機として糖価が下落し、関税が大幅に引き上げられたのである。

関税引き上げの影響をまともに受けたのが、キューバ産砂糖であった。キューバ産砂糖の供給比率は、一九二

一―二九年まで四五―六〇%の間を上下していたが、一九三〇―三一年にその比率は三五―四〇%、一九三二―三三年には二五―三〇%へと低下した。

ところが本土並びに島嶼地域はキューバとは対照的に、大恐慌以後供給比率を増加させたのである。本土産甜菜糖の供給比率は一〇%台から二〇%台へ、甘蔗糖の供給比率は一―五%から五―八%へ、ハワイ産砂糖の供給比率は一〇%前後から一五%前後へ、プエルト・リコ産砂糖の供給比率は五―一〇%から一〇―一五%へ、そしてフィリピン産砂糖の供給比率は五―一〇%から一〇―二〇%へと増加した。したがって、大恐慌以後のキューバ産砂糖輸入の激減は、無関税輸出の優遇措置を受ける本土と島嶼地域からの供給増加と表裏一体の関係にあったのである。³⁸⁾

(四) 一九三四―四一/四二年

一九三四―四一/四二年には割当制度によって各国・各地域の供給量に制限が設けられたので、この時期にはもはや各国・各地域の供給比率が大きく変動することはなかった。供給総量は一九三九・四一兩年に七〇〇―八〇〇万ショート・トン台に達し、一九四二年には五〇〇

万ショート・トン台に落ち込んだものの、その他の年では六〇〇万ショート・トン台で安定していた。

供給比率分布をみると、本土産甜菜糖が一八―三〇%強、甘蔗糖が四―八%、島嶼地域を構成するハワイ、プエルト・リコ、フィリピン各国・各地域産砂糖がそれぞれ一〇―一五%強、そしてキューバ産砂糖が二五―三五%であった。この時期のキューバ産砂糖の供給比率である二五―三一%は、キューバ産砂糖がアメリカ砂糖市場で最も重要な役割を担った、一九一〇年代後半から二〇年代にかけての供給比率五〇―六〇%にははるかに及ばない。しかしながら、キューバは割当制度の下で一定の対米輸出货量を確保したわけであるから、大恐慌後のアメリカ砂糖市場におけるキューバ産砂糖の後退は、この時点で阻止されたとみることができるといえる。

以上、独占形成後から第二次大戦勃発直後までのアメリカ砂糖市場の構造変化を、前述の砂糖政策の考察を念頭に置きながら、四つの時期に区分して論じた。この結果明らかになったことは、以下のとおりである。(一) アメリカ砂糖市場は一八九〇年代から一九一〇年代まで拡大を続けたが、一九二〇年代から一九四〇年代初頭に

はほぼ飽和状態に達した。(二) 独占形成後の砂糖政策が確立した一九一〇年代初頭以後、一九二九年の大恐慌までのアメリカ砂糖市場において重要な役割を担ったのは、キューバ産砂糖と本土産甜菜糖であり、大恐慌後はキューバ産砂糖の供給比率の低下とほぼ反比例して、本土産甜菜糖と島嶼地域の供給比率が増加した。(三) 市場が飽和状態となり、関税制度がもはや本土の甜菜糖・甘蔗糖生産とキューバ・島嶼地域からの輸入とを調整できなくなった時に、割当制度が導入された。但し、割当制度導入の背景を市場構造の視点から把握すると、それは、本土とキューバ・島嶼地域との均衡関係喪失によるものではなく、むしろ本土・島嶼地域とキューバとの拮抗関係激化がもたらしたものと確定される。

むすび

本稿は、糖業独占資本の形成と発展を背景として、二〇世紀前半のアメリカ砂糖政策——関税制度と割当制度——の展開を考察する試みであった。きわめて限定的な資料に基づいた分析の結果をまとめると、次のようになる。

アメリカ政府の砂糖政策は、一八九〇年代から一九三四年までは関税制度によって、一九三四年から四二年までは割当制度によって、キューバと島嶼地域からの原料糖輸入に依存する精製糖業と、本土の甜菜糖業・甘蔗糖業との経済的利益を調節することをその基本的方針としてきた。こうした政策展開の背景には、アメリカ精製糖会社、通称「砂糖トラスト」に代表される糖業独占資本が、精製糖業・甜菜糖業の双方に対し支配的影響力を及ぼしていた事実があった。一九二九年の大恐慌後の糖価下落・輸入関税引き上げによってキューバの対米輸出货量が大幅に減少した時、従来の関税制度に代わって割当制度を導入し、本土の生産・島嶼地域からの輸入とキューバからの輸入との均衡を回復したアメリカ政府の意図は、独占資本を基軸とする本土の糖業構造の維持にあったと考えられる。

したがって、大恐慌を契機とするアメリカ砂糖政策の転換は、本土の糖業における工業的利益と農業的利益との対立拮抗の枠を超えて、基本的には、世紀転換期に成立した糖業独占資本の経済的利益の擁護を意図していたのではあるまいか。ただし、本稿における限られた考察

から導かれたこの結論は、本土の甜菜糖業・甘蔗糖業における農業部門(甜菜・甘蔗栽培)の役割を十分検討してから最終的に確定すべきものであることは、いうまでもない。ここでは、アメリカ砂糖政策の分析に際し重要と思われる一つの視座を提示したまでである。

(1) 本稿では、「砂糖」(sugar)なる用語を、後述の「精製糖」(refined sugar—直接消費糖 direct-consumption sugar—として用いられる)と「原料糖」(別称「粗糖—raw sugar—精製糖を製造するための原料)の総称として用いる。

(2) 一八九八年の米西戦争を契機として本土に併合されたハワイ、植民地となったプエルトリコ、フィリピンをさす。さらに一九一七年から、これにヴァージン諸島が加えられた。

(3) アメリカ砂糖政策史を手際よくまとめた著作に、Dalton, J. E., *Sugar: A Case Study of Government Control*, New York, MacMillan Co., 1937 がある。但し、本土の糖業独占資本との関連で砂糖政策を扱う視面に欠けている。

(4) アメリカ精製糖業史を「砂糖トラスト」の成立と発展を基軸として論じた研究に、Eichner, A. S., *The Emergence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study*, Baltimore and London, Johns Hopkins Press, 1969

がある。なお、谷口明文「アメリカ砂糖トラストの成立」『大阪経大論集』(第一二五号、一九七八年九月)、九三—一二二ページ、同「アメリカ砂糖トラストの展開」『大阪経大論集』(第一二九号、一九七九年五月)、四一—六七ページをも参照。

(5) Eichner, *op. cit.*, pp. 26-27.

(6) アメリカ甘蔗糖業史の著者は Sitterson, J. C., *Sugar Country: The Cane Sugar Industry in the South, 1753-1950*, Lexington, University of Kentucky Press, 1953 を参照。

(7) Eichner, *op. cit.*, p. 35.

(8) *Ibid.*, pp. 42-43.

(9) Dalton, *op. cit.*, pp. 21-22.

(10) Rutter, F. R., *International Sugar Situation: Origin of the Sugar Problem and Its Present Aspect under the Brussels Convention*, Washington, Government Printing Office, 1904, p. 90.

(11) Eichner, *op. cit.*, p. 43. なお、Deerr, N., *The History of Sugar*, London, Chapman and Hall, 1950, Vol. 2, p. 462 には「全米の精製糖工場数(一八六〇'七〇'一八〇'一九三七年)が示されている。

(12) Eichner, *op. cit.*, pp. 50-92.

(13) 谷口「アメリカ砂糖トラストの成立」一一五ページ。

(14) Jones, E., *The Trust Problem in the United States*,

- New York, MacMillan Co., 1921, pp. 92-95. 小原謙十『アメリカ糖中資本主義の発展』東京糖业 一九五三年 五十一—六三頁。
- (97) U. S. Tariff Commission, *Sugar: Report to the President of the United States*, Report No. 73, Second Series, Washington, Government Printing Office, 1934, pp. 139, 144; *The World Sugar Economy: Structure and Politics*, London, International Sugar Council, 1963, Vol. 2, pp. 14-15.
- (98) Eichner, *op. cit.*, pp. 229-263.
- (99) "The United States Sugar Industry," *Sugar Reference Book and Directory, 1936*, n. p., 1936, p. 48; Turner, J. T., *Marketing of Sugar*, Homewood, Ill., Richard D. Irwins, 1955, Table 25. 本誌紙の図表を以て「4. 田」の図表を参照せしむるに於ては、本誌紙の註を参照せしむるに依るべし。
- (81) Eichner, *op. cit.*, pp. 307-308.
- (82) *Ibid.*, pp. 324-325.
- (83) Laidler, H. W., *Concentration of Control in American Industry*, New York, Thomas Y. Crowell Co., 1931, p. 217.
- (84) "United States Beet Sugar Factories," *Sugar Reference Book and Directory, 1936*, pp. 52-59.
- (85) Turner, *op. cit.*, p. 63; Dalton, *op. cit.*, p. 20.
- (86) "United States Sugar Tariffs, 1789-1935," *Sugar Reference Book and Directory, 1935*, n.p., 1935, p. 128.
- (87) *Ibid.*
- (88) Blakey, R. G., "The United States Beet-Sugar Industry and the Tariff," *Studies in History, Economics and Public Law*, Vol. 67, No. 2, 1912, pp. 35-36, Turner, *op. cit.*, p. 64.
- (89) Blakey, *op. cit.*, pp. 37-38; "United States Sugar Tariffs, 1789-1935," *op. cit.*, p. 128.
- (90) Timoshenko, V. P., and Swerling, B. C., *The World's Sugar: Progress and Policy*, Stanford, Stanford University Press, 1957, p. 158.
- (91) *Ibid.*; Dalton, *op. cit.*, p. 32.
- (92) Abelarde, P. E., *American Tariff Policy towards the Philippines, 1896-1946*, New York, King's Crown Press, 1947, pp. 108-109. 本誌紙の「アメリカ帝国主義の発展」を参照せしむるに依るべし。
- (93) 「社会科学の基本問題」上巻、東京大学社会科学研究所 一九六三年 三十三—三十四頁。
- (94) "United States Sugar Tariffs, 1789-1935," *op. cit.*, p. 128.
- (95) Abelarde, *op. cit.*, p. 115. 本誌紙の「三十四頁」を参照せしむるに依るべし。
- (96) 「4. 田」の図表を参照せしむるに依るべし。

- p. 158; Turner, *op. cit.*, pp. 69-70; Dalton, *op. cit.*, pp. 58-67; "United States Sugar Tariffs, 1789-1935," *op. cit.*, p. 128. 以下略。
- (32) 以下略。 Dalton, *op. cit.*, pp. 251-253.
- (34) Bernhardt, J., *The Sugar Industry and the Federal Government: A Thirty Year Record (1917-47)*, Washington, Sugar Statistics Service, 1948, pp. 161-176.
- (35) 本稿はとくに断わりのなら限り、砂糖重量は粗糖換算を示す。
- (36) Dalton, *op. cit.*, p. 107.
- (37) Bernhardt, *op. cit.*, pp. 202-208.

- (38) 二〇世紀前半のキローハ糖業史をアメリカの対キローハ進出との関連を扱った主な研究は、以下の三点である。
- Jenks, L. H., *Our Cuban Colony: A Study in Sugar*, New York, Arno Press and the New York Times, 1970 (1st ed., 1928); Lewis, C., *America's Stake in International Investments*, Washington, Brookings Institution, 1938, pp. 264-279. 楊井克己「第一章 キローハ」『アメリカ帝国主義史論』東京大学出版会 一九五九年 二二—七三ページ。
- (名古屋商科大学産業研究所研究員)